

平成25年10月4日

北群馬信用金庫

暴力団排除条項の導入について

当金庫では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、平成23年1月19日より、普通預金規定をはじめとする各種預金規定や貸金庫規定等に暴力団排除条項を導入しております。

暴力団排除条項とは、お客様が暴力団等の反社会的勢力であることが判明し、取引の継続が不適切であると当金庫が判断した場合には、取引の停止または契約の解除ができることを定めた条項です。改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されます。

また、平成23年2月23日以降は、普通預金、当座預金、定期預金等預金取引および貸金庫等の新規取引のお申込にあたっては、お客様が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただいております。

なお、表明・確約していただけない場合には、お取引をお断りさせていただいております。

当金庫は、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断のための取組みを積極的に行ってまいります。お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上